

令和8年2月20日開会

## 議会運営委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会



# 議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和8年2月20日（金）  
午後0時30分開会  
場 所 米子市淀江支所 第3会議室

- 1 開 会
- 2 協議事件
  - (1) 本日の議事日程について
  - (2) サイバーセキュリティを確保するための方針の策定・公表について
  - (3) その他
- 3 閉 会

~~~~~

## 出席委員（5名）

委員長	奥岩 浩基	副委員長	吉原美智恵
委員	今城 雅子	委員	森岡 俊夫
委員	山路 有		

~~~~~

## 欠席委員（0名）

~~~~~

## 出席議員（2名）

議長	岡田 啓介	副議長	永井 章
----	-------	-----	------

~~~~~

### 当局出席者

事務局長 深田 龍 事務局総務課長 米田 克宏  
事務局総務課企画  
情報担当課長補佐 安田 香織

~~~~~

### 議会担当職員

書記長 瀬尻 かおり 書記 伏野 哲彦

~~~~~

### 1 開 会 (午後0時30分)

○奥岩委員長 それでは、これより議会運営委員会を開会いたします。

~~~~~

### 2 協議事件

○奥岩委員長 早速ではございますが、日程第2、協議事件に入りたいと思います。

(1) 本日の議事日程についてを議題といたします。

担当から説明をお願いいたします。

瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 それでは、本日の議事日程について説明をさせていただきます。

資料1の定例会の全体の日程(案)を御覧ください。この議会運営委員会に引き続きまして、午後1時から組合議会定例会を開会していただきます。

本日の議事でございますが、諸般の報告といたしまして、説明のため出席を求めた者の報告をしていただきます。

続きまして、日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、中田議員と中原議員を指名していただきます。

次に、日程第2の会期の決定につきましては、本日1日でお諮りいただきます。

続いて、日程第3は管理者の議案上程でございます。本日は議案が6

件ございますが、議案第8号は人事案件でございます、後の日程第7のほうで御審議いただきたいと思っております。よって、日程第3では、議案第3号から議案第7号までの5件と、日程第4の報告第2号の、合わせて6件を一括議題としていただきます。この6件につきましての管理者の提案理由の説明及び報告の後、日程第5の組合事務一般に対する質問に移っていただきます。

全議員にお知らせをし、本日席上にも一般質問一覧表を配付しておりますが、1名から通告がございました。

次に、日程第6の議案及び報告に対する質疑につきましても、こちらでも事前に全議員にお知らせしておりますが、通告はございませんでした。

質疑終了後の委員会付託でございますが、資料2の委員会付託区分表のとおり、議案第3号と議案第4号につきましても、総務消防常任委員会へ、議案第5号につきましても、民生環境常任委員会へそれぞれ付託していただくという運びとなります。また、議案第6号と議案第7号につきましても、議会にお諮りいただき、予算審査特別委員会へ付託していただきたいと思っております。

ここで、委員会審査のため暫時休憩としていただきます。

委員会審査でございますが、常任委員会を総務消防、民生環境の順に開催いただき、終了後に予算審査特別委員会の開催をお願いいたします。

なお、本日の常任委員会では、付託議案の審査のみとし、所管事務調査は予定されておられません。

本会議再開後は、総務消防常任委員会、民生環境常任委員会、予算審査特別委員会の順にそれぞれの委員長報告をしていただき、委員長報告に対する質疑、討論を経まして、5件の議案を順次採決していただきます。

次に、日程第7は、これは先ほど申し上げました議案第8号でございます。これは、監査委員の選任について同意をお願いするものでございまして、識見を有する者から選任いたします監査委員が、本年3月31日をもって任期満了となることに伴いまして、新たに鷺見渉氏を選任しようとするものでございます。

管理者からの提案理由の説明に続きまして、質疑を行っていただき、その後、本案件は人事案件でございますので、委員会付託を省略する旨をお諮りいただきまして、討論を経て、採決をお願いいたします。

以上が、本日の定例会の全日程でございます。

請願・陳情の件でございますが、開会日の3週間前の1月30日を提出期限としておりましたが、提出はありませんでしたので、御報告いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○奥岩委員長** ただいま、担当から本日の議事日程についての説明がございましたが、意見等ございませんでしょうか。よろしいですかね。

別にないようですので、本日の議事日程につきましては、このとおりとさせていただきますと思います。

次に、協議事項（２）サイバーセキュリティを確保するための方針の策定・公表についてを議題といたします。

担当から説明をお願いします。

瀬尻書記長。

**○瀬尻書記長** そうしますと、サイバーセキュリティを確保するための方針の策定・公表について御報告いたします。

資料は３－１と３－２としておりますが、まず資料の３－１を御覧ください。

令和８年４月１日から施行されます改正地方自治法により、情報システムの利用の有無に

かかわらず、全ての地方公共団体と議会において、サイバーセキュリティを確保するための方針の策定と公表が義務化されます。これに伴いまして、本組合議会におきましても新たに方針を策定するものでございます。

まず、１のシステムの利用実態と方針策定の方向性でございます。本議会では現状、議会専用の共用システムを持たないという実態に合わせまして、対象を（２）の表のとおり、議員と議会担当職員の２つに分けて対応いたします。

議員の皆様につきましては、個人所有のシステム、例えばパソコンやスマートフォン等となります。こちらで議会担当からメールの受信等を行っている実態に合わせまして、組合議会としての方針を別途策定いたします。

一方、議会担当職員につきましては、組合の執行機関のシステムを利用しているため、執行機関側が定める方針に従うことといたします。

続いて２の組合議会における方針の策定内容でございます。今回策定する議員の皆様向けの方針は、現状のメール受信が主という利用実態を踏まえまして、基本的な考え方を求めるものでございます。この方針の策定によりまして、議員の皆様には新たなセキュリティ対策作業や機器の導入、また費用の負担等をお願いするものではございません。あくまでシステムの現状の適切な利用を維持していただくための指針となるものでございます。

3の今後の予定でございますが、令和8年3月中に議長決裁により正式に策定いたしまして、4月1日までに組合ホームページで公表する予定としております。

続きまして、資料3-2を御覧いただけますでしょうか。このたび策定する情報セキュリティポリシー（案）について御説明いたします。このポリシー（案）は、住民の皆様のご個人情報や行政運営上の重要な情報を、サイバー攻撃や災害などの脅威から守り、議会に対する信頼を維持することを目的として策定するものでございます。

また、改正地方自治法に基づくサイバーセキュリティ確保の方針としての役割も担っております。本方針は目的から運用、見直しに至るまで全8項目で構成されておまして、主なポイントは次の3点でございます。

まず、対象範囲についてでございますが、これ2ページ目の4の適用範囲のとおりでございます。本方針は本組合議会の議員の皆様を適用対象としております。議会担当職員につきましては、執行機関が定めるルールに従うため本方針からは除外してまいります。

2点目として、想定される脅威でございます。こちら1ページに戻っていただきまして、3の対象とする脅威のとおりでございます。ウイルスやサイバー攻撃だけではなく、端末の紛失や操作ミス、さらに地震などの災害によるシステムの停止など幅広くリスクを想定しまして、対策を講じることとしております。

続いて3点目で、具体的な対策として、こちらの2ページ目の6の情報セキュリティ対策におきまして、情報の機密性を保つための運用ルールや不正アクセスを防ぐための技術的な対策、それから万が一トラブルが起きた際の緊急時対応などを定めております。

以上3点が本方針の主なポイントでございます。

議員の皆様におかれましては、本方針の重要性を御理解いただき、日頃の業務における遵守をお願いするものでございます。

なお、繰り返しになりますが、本方針の策定によりまして議員の皆様にご特別な機材の購入や新たな費用負担等が発生することはありません。

策定内容は以上のとおりでございます。今後、状況の変化に応じて定期的に自己点検や内容の見直しを行いまして、常に最新の脅威に対応できるよう努めてまいり所存でございます。

なお、施行は令和8年4月1日からとしております。

報告は以上でございます。

**○奥岩委員長** 担当からサイバーセキュリティを確保するための方針の策

定・公表についての説明がございましたが、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

別にないようでございますので、御説明ありましたとおり事務を進めさせていただきたいと思えます。

次に、協議事件（3）その他でございますが、当局及び委員の皆様から何かございますでしょうか。

米田事務局総務課長。

**○米田事務局総務課長** 本日、皆様の机上のほうに追加資料として議案第5号参考資料のほうを配付させていただいております。こちらについて御説明をさせていただきます。

議案第5号につきましては、リサイクルプラザ条例の一部改正条例でございますが、こちらのほうについて条例の改正内容でありますリサイクルプラザの搬入時間の変更について、より詳しく説明をさせていただく資料でございます。

本来であれば議案と一緒に送付をさせていただくべきところでしたが、当日配付となりましたこと、申し訳ございませんでした。こちらにつきましては、本日議場のほうにも席上配付させていただきまして、民生環境常任委員会のほうでこちらの資料を用いて説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

**○奥岩委員長** ほか、委員の皆様、当局からございますでしょうか。よろしいですかね。

議長、副議長ございますでしょうか。

〔「ございません」と岡田議長〕

~~~~~

### 3 閉 会

**○奥岩委員長** では、別にないようでございますので、以上をもちまして、議会運営委員会を閉会といたします。

（午後0時41分閉会）

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長

奥 岩 浩 基